

盛土規制法の規制区域指定前から 行っている工事は届出が必要です

盛土規制法の規制区域指定（令和7年4月の予定）前に着手し、規制区域指定後も以下の盛土等を行う場合については、工事主は、その指定があった日から21日以内に盛土規制法第21条第1項または第40条第1項に基づき、当該工事について高知市長に届出を行う必要があります。

なお、規制区域指定日前に都市計画法第29条の開発許可を受けて工事に着手した場合（旧宅地造成区域内において、規制区域指定前に許可を受けたものを除く）で以下の盛土等を行う場合も届出を行う必要がありますのでご注意ください。

届出対象工事

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事】

<p>①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)</p>
---	--	---

<p>④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)</p> <p>(崖を生じないもの)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)</p> <p>(盛土又は切土のみの場合も含む)</p>
---	--

【一時的な土石の堆積に関する工事】

<p>⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超 かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超となるもの</p>
--	---

届出に必要な書類

【宅地造成又は特定盛土等に関する工事】

- **赤文字** の規模の場合は省令別記様式第十五の届出書
- **青文字** の規模の場合は省令別記様式第十五の届出書と以下の図面等

図面等の名称	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
写真	届出地及びその付近の状況	

【一時的な土石の堆積に関する工事】

- **赤文字** の規模の場合は省令別記様式第十六の届出書
- **青文字** の規模の場合は省令別記様式第十六の届出書と以下の図面等

図面等の名称	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	
写真	届出地及びその付近の状況	